愛知県農業共済組合

平成３０年産水稲の被害申告について

≪登熟不良（白未熟粒）等の発生について≫

日頃は、農業共済事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、水稲は、出穂期以降２０日間程度の気温が高温等で推移すると、高温障害と考えられる登熟不良（白未熟粒）などの発生が心配されます。

現在、加入されている水稲共済・一筆方式は、収量補償であるため、品質又は等級の低下では、通常、共済金の支払対象となりませんが、白未熟粒などが広範囲に発生し、**規格外米が相当割合発生するなどの場合**、組合の申請・国の認定により、特例的に白未熟粒などの量を共済減収量に加味し損害評価（特例措置）できる場合があります。

ほ場内の籾の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障害が見込まれる場合は、収穫を行う前に被害申告をお願いします。

※収穫後の申告は共済金をお支払することができませんのでご注意下さい。また、飼料用米は特例措置の対象となりません。

連絡は最寄りの支所、出張所までお願いします

尾　張　支　所	（０５２）２０４－２４１２
海部津島出張所	（０５６７）６６－１７１１
半 田 出 張 所	（０５６９）２５－４４５１
西 三 河 支 所	（０５６６）７７－３２２０
東 三 河 支 所	（０５３１）２４－１７８９
豊 川 出 張 所	（０５３３）８４－７３００

登熟不良などの高温障害が見込まれる場合は

白未熟粒などの大量発生と共済の損害評価

白未熟粒などが、広範囲に、大量に発生し、規格外米が多発した場合、その量を特例的に共済の減収量に加味した損害評価を実施できることがあります。

白未熟粒などが大量発生する可能性がある場合の被害申告の注意点

白未熟粒などは、出穂後高温が続く場合などに大量発生が心配されます。

乳白粒などの大量発生が疑われる場合は、稲の外見だけで判断せず、登熟状況にご注意ください。

被害申告をする場合は、必ず収穫前にお願いします。収穫後の申告は共済金をお支払することができません。

なお被害申告をした場合でも、通常の損害評価と同様、必ず共済金支払対象となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。